上小阿仁村森林整備計画書

自 平成 30 年 4 月 1 日 計画期間 至 平成 40 年 3 月 31 日

秋田県北秋田郡上小阿仁村

目次

I		伐挖	采、造林、	間伐、	保育そ	その他森林の整備に関する基本的な事項	1
	1	矛	ķ林整備 <i>0</i>)現状と	課題		1
	2	矛	ķ林整備 <i>0</i>	基本方	が針		3
	3	柔	集林施業 <i>の</i>)合理化	に関す	する基本方針	5
Π		森林	木整備の力	が法に関	する事	事項	6
	第	1	森林の立	た木竹の	伐採に	こ関する事項(間伐に関する事項を除く。)	6
		1	樹種別の	立木の	標準伐	戈期齢	6
		2				り標準的な方法	
		3	その他必	公要な事	項		6
	第	2					
		1	人工造材	木に関す	る事項	頁	7
		2				頁	
		3				適確な更新が困難な森林の所在	
		4	森林法第	第10条6	か9第4	4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の	基準
		5	- ,-	_ , _ ,			
	第					售的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保 [・]	
		基					
		1				售的な林齢及び間伐の標準的な方法	
		2				りな方法	
		3					
	第	4				木等の整備に関する事項	
		1				木の区域及び当該区域内における施業の方法	
		2				寺増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当	
						迭	
		3					
	第	5	2111-02			木の施業又は経営の実施の促進に関する事項	
		1				等による森林の経営規模の拡大に関する方針	
		2		_,,		等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	
		3				と実施する上で留意すべき事項	
		4					
	第	6				足進に関する事項	
		1				足進に関する方針	
		2				その他森林施業の共同化の促進方策	
		3	共同して	森林施	重業を実	実施する上で留意すべき事項	. 16
		4	その他心	グラショ	耳		16

第 ′	7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	16
-	1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	16
4	2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	17
;	3	作業路網の整備に関する事項	17
4	4	その他必要な事項	19
第8	8	その他必要な事項	19
-	1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	19
4	2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	20
	3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	20
Ⅲ ₹	柒林	の保護に関する事項	20
第	1	鳥獣害の防止に関する事項	20
-	1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	20
4	2	その他必要な事項	21
第:	2	森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	21
-	1	森林病害虫等の駆除及び予防の方法	21
4	2	鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く)	21
;	3	林野火災の予防の方法	21
4	4	森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	21
Į	5	その他必要な事項	22
IV ¾	柒林	の保健機能の増進に関する事項	22
-	1	保健機能森林の区域	22
2	2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採、その他の別及び施業の方	法
	に関	関する事項	22
	3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	23
4	4	その他必要な事項	23
V	その	他森林の整備のために必要な事項	23
-	1	森林経営計画の作成に関する事項	23
4	2	生活環境の整備に関する事項	24
;	3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	24
4	4	森林の総合利用の推進に関する事項	24
į	5	住民参加による森林の整備に関する事項	24
(6	その他必要な事項	25
1	公	益的機能別施業森林の区域	27
4	2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域	35
別家	長2	公益的機能別施業森林の当該区域内における森林施業の方法	37
参考資	資料		39

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本村は、秋田県のほぼ中央に位置し、 北・東は北秋田市、南は秋田市、西は能 代市、三種町、五城目町に接し、県都秋 田市には 60 km圏内にある。

本村の総面積は25,672haで、総面積の94.5%に当たる24,251haは森林で占められ、古くから良質の天然秋田杉を産出している。この森林を背景に、本村の林業は、木材の供給を通じて、地域経済の発展や住民生活の向上に寄与してきた。

現在、本村の森林の 73%に当たる



小阿仁川を中心に広がる森林

17,749ha は国有林であり、国内でも希少財産となっている天然秋田杉等の豊富な森林資源を育んでいる。

また、国有林は、木材不況下の現在でも村内林業関連産業の存立基盤となっているとともに、山菜、きのこ等の特用林産物資源の供給源、小阿仁川水系の重要な水源として位置づけられる本村の貴重な財産である。

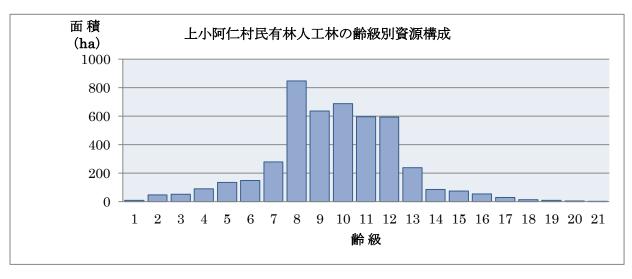
一方、森林面積の27%に相当する6,502haが民有林であり、村行造林を含めて約2,000haの公有林が経営されるなど、村民は、古くから植林による財産形成に努めてきた。

その結果、民有林の人工林面積は 4,614ha、人工林率は秋田県平均の 58%を大幅に上回る 71%にも達しており、将来に向け優良な森林資源となっている。

人工林の齢級構成は 8~12 齢級に大きな資源のピークがあり、また、高齢級の人工林が増加している。樹種別面積では杉の比率が 99%を占めている。

しかしながら、長引く木材価格低迷の中で、林業収入の減少により経営意欲が減退して おり、このままでは、民有林人工林を始めとする森林の適切な生育が危ぶまれている。

他方、近年は地球温暖化防止、水源涵養、山地災害防止、保健文化、リサイクル資源として優秀な木質材料などの環境にやさしい機能が各分野で重視され、健全な維持・造成が 求められるなど、適切な森林整備のニーズが高まっている。



このため、本村でも民有林の健全な管理による優秀な地域材生産、地球にやさしい機能の維持確保に向けて平成28年9月に村有林約2,000haについて森林認証を取得した。今後も適正な保育、間伐等が実施されるよう、林業経営基盤の強化が望まれている。

平成29年4月には、川上から川下までの事業者がバリューチェーンでつながり、収益性の高い経営を実現することを目的とした林野庁の「林業成長産業化地域」に大館市・北秋田市・上小阿仁村の2市1村の「大館北秋田地域」が選定され、地域の豊富な森林資源を効率的に資源循環させることを目標に、伝統的な林業地としての復活と林業を軸とした地域産業の成長の実現に向けて、取組みを進めている。



2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、 各機能の充実と機能間の調整を図り、適正な森林施業の実施により、健全な森林資源の維 持増進を図るものとし、各機能の望ましい森林資源の姿は次のとおりとする。

機能の区分	森林の整備及び保全の目標
水源涵養機能	下層植生とともに、樹木の根が発達することにより、水を蓄
小冰 四 食饭化	える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林
	であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されてい
	る森林
山地災害防止機能/土壌	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し
保全機能	込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持
	する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ
	施設が整備されている森林
快適環境形成機能	樹高が高く、枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質
	の吸着が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
 保健・レクリエーション	タ近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、
休健 レックエーション 機能	多様な樹種等からなり、村民等に憩いと学びの場を提供してい
1灰 円比	る森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が
	整備されている森林
文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風
	致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適し
	た施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息している森林、
	陸域・水域にまたがり特有の生物種が生育・生息している渓畔
	林
└─────── │木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良
	好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等
	の基盤施設が適切に整備されている森林
	- CLIMACON AS /41-TENH CAR CAR CAR ON NOVIET

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

米代川地域森林計画で定める森林整備及び保全の基本方針を基本とする。

本门川地域林州山闽	で正める綵州整備及い保全の基本力針を基本とする。
森林の区分	森林の整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並
	びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び渓流等の周辺に
	存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び
	保全を推進することとする。
	具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な
	保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を
	基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小
	及び分散を図ることとする。
	また、立地条件や村民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業
	を推進することとする。
	ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十分発 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
	揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することとす -
	る。
水源森林地域	指定された地域では適正な土地利用を確保するために、森林の売買
	にあたり事前の届出を行うこととする。
山地災害防止機能/	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼす恐れがある森 林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図
土壌保全機能	林など、土砂の侃田、土砂の崩壊の防備での他田地灰香の防備を図 る必要のある森林は、山地災害防止機能/土壌保全機能の維持増進を
	図る森林として整備及び保全を推進することとする。
	具体的には、災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質
	等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業
	を推進することとする。
	また、立地条件や村民ニーズ等に応じ、天然力も活用した施業
	を推進することとする。
	集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等におい
	て、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指
	定やその適切な管理を推進するとともに、渓岸の浸食防止や山脚の
	固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の設置を推進する
	こととする。
快適環境形成機能	村民の日常生活に密接に関わりを持つ里山等で、騒音や粉塵等の
	影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて
	風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形
	成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することと
	する。
	具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や
	騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本
	とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進す
	ることとする。
	快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防
	風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する
	こととする。
保健・レクリエー	観光的に魅力のある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する
ション機能	森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、村民の保健・

	教育的利用に適した森林は保健機能の維持増進を図る森林として整
	備及び保全を推進することとする。
	具体的には、村民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地
	条件や村民ニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整
	備を推進することとする。
	また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進す
	ることとする。
文化機能	史跡・名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然
	景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成す
	る観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を
	推進することとする。
	具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進
	することとする。
	また、風致等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する
	こととする。
生物多様性保全機能	全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多用性の保
	全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏
	まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通じて適度な攪乱に
	より常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自
	然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成されてい
	る森林がバランス良く配置されていることを目指すこととする。
	とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森
	林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林など
	の属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保
	全機能の維持増進を図る森林として保全することとします。また、
	野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進するこ
	ととする。
木材等生産機能	林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、
	木材等生産機能の維持増進を図る森林として、整備を推進すること
	レオス

とする。

具体的には、木材等の生産物の持続的、安定的かつ効率的に供給 する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径 級の林木を生育するための適切な造林、保育及び間伐等を推進する ことを基本とすることとする。

この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進す ることを基本とすることとする。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林経営の受委託等による森林の経営規模の拡大を推進するため、森林所有者等への働 きかけや情報提供などの啓蒙活動を行い、意欲ある森林所有者・森林組合・林業事業体へ の森林経営の委託への転換を目指すものとする。

また、米代川流域林業活性化センターの方針の下に、県、村、森林所有者、森林組合、 森林管理署等で相互に連絡を密にして、森林施業の集約化や適切な路網の配置、林業後継 者の育成、林業機械化の促進及び木材流通・加工体制の整備など、長期展望に立った林業 諸施策の総合的な実施を、林業関係者が一体となって計画的に推進するものとする。

Ⅱ 森林整備の方法に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)

1 樹種別の立木の標準伐期齢

主要樹種について、平均成長量が最大となる年齢を基準とし、森林の有する公益的機能、 既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して、次のとおりとする。

地域	樹種種						
地域	スギ	アカマツ	クロマツ	カラマツ	その他針葉樹	ブナ	その他広葉樹
全域	域 50年 40年		40年 35年		50年 60年		25 年

[※] なお、標準伐期齢は主伐の時期に関する指標として定めるものであり、森林の伐採を 促すものではない。また、送電線等ライフラインの支障となる立木の伐採については、 この限りではない。

2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法

立木の伐採のうち主伐は、更新(伐採跡地(伐採により生じた無立木地をいう)が、再び 立木地となることをいう)を伴う伐採であり、その方法は以下の皆伐または択伐とする。

皆伐:皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積や規模に応じて、少なくとも概ね 20ha 毎に保護地帯を設け適確な更新を図ることとする。

択伐:択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体で概ね均等な伐採率で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下(伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下)とする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造 となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

なお、立木の伐採の標準的な方法を進めるに当たっては、以下のア~エに留意する。

- ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、 保残等に努める。
- イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、伐採 跡地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。
- ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。
- エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、渓流周辺や尾根筋等に保護地帯を設置する。

3 その他必要な事項

特になし

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮 の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材生産機能の発揮が期待され、 将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととする。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林は適地適木を旨とし、立地条件や既往の造林地の生育状況を勘案し、造林が容易で健全に生育し、材質等が優れている次の樹種を選定するものとする。

なお、次の樹種以外を植栽しようとする場合は、林業普及指導員等に相談し、適切な樹種を選択することとする。

・針葉樹:スギ、アカマツ、クロマツ、カラマツ等

・広葉樹:ケヤキ、キハダ、イヌエンジュ等将来林分において高木となりうる有用樹

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の標準的な方法

人工造林の植栽本数等は、施業の効率性や地位等の立地条件を踏まえ、既往の植栽本数を勘案して次を標準とする。

・人工造林の樹種別及び仕立ての別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数(本/ha)
	疎密度仕立て(収量比数 0.5)	1,500~2,100
スギ	疎~中庸密度仕立て(収量比数 0.6)	~2,500
	中庸密度仕立て(収量比数 0.7)	~3,000

※ スギ以外の樹種は、林地の生産力、立地条件を考慮して定めるものとする。 また、スギを主体とする育成複層林については、上層木林分の樹冠のうっ閉度、既 往の植栽本数等を勘案して、植栽本数を決定することとするが、下層木の確実な成長 を確保するため、樹冠直下を避けて植栽することとする。

イ その他人工造林の方法

人工造林の方法については、次に示す方法を標準として行うものとする。

区 分	標 準 的 な 方 法
地拵えの方法	等高線沿いに堆積する全刈筋積を原則とする。なお、傾斜角 30 度以上の急傾斜地及び浮き石等の不安定地においては、等高線沿い の筋状地拵を行い、林地の保全に努めるものとする。
植付けの方法	全刈地拵えの場合は正方形植えを原則とし、筋状地拵えの場合は 等高線に沿って、できるかぎり筋を通して植付けするものとする。 また、現地の状況に応じた本数の苗木を植栽することとし、コン テナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めること とする。
植栽の時期	4月~6月中旬までに行うことを原則とし、秋植えの場合には、 苗木の根の成長が鈍化した10月~11月に行うものとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林資源の積極的な造成と共に、林地の荒廃を防止するため、人工造林を伴うものにあっては伐採後原則として2年以内に更新することとする。

ただし、択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採後おおむね5年を越えない期間で更新を図るものとする。

2 天然更新に関する事項

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新は、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととし、立地条件や既往の生育状況を勘案し、健全に生育し、材質等が優れている次の樹種を天然更新の対象樹種とする。

・ 針葉樹及びブナ^{**}、ナラ類^{**}、クルミ類、クリ^{**}、ケヤキ、ホオノキ^{**}、サクラ類^{**}、カエデ類^{**}、トチノキ、シナノキ、ハリギリ、カンバ類等の広葉樹であって将来その林分において高木となりうる樹種とする。

※は、萌芽更新が可能な樹種

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数		
2の(1)に定める樹種	10,000 本/ha を基準とする。		

[※] 期待成立本数は、現段階では確立されていないことから、今後の状況により確立された数値を優先することとする。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標 準 的 な 方 法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所 については、掻き起こしや枝条整理等を行い種子の定着及び発育の促 進を図るものとする。
刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所に ついては、稚幼樹の成長の促進を図るものとする。
植込み	天然稚樹等の生育状況を勘案し、下種更新及び萌芽更新の不十分な 箇所については、必要な本数を植栽するものとする。
芽かき	ナラ類の萌芽更新については、萌芽更新の優劣が明らかとなる3年 目頃に根又は地際から発生している優良芽を1株当たり3~5本を目 安として萌芽整理を行うものとする。

ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新については、「秋田県人工林伐採跡地天然更新完了基準(秋田県地域森林計画編成業務要領)」に基づき、伐採後5年を経過した時点で林地の更新完了 を判断することとする。 また、天然更新が期待できない以下の森林については、植栽による更新の確保を図る こととする。

- a 種子を供給する母樹が存在しない森林
- b 有用天然木**の稚樹の育成が期待できない森林
- c 面積の大きな針葉樹人工林であって、林床木本類が見られないもののうち、気候、 地形、土壌条件、周囲の森林の状況等により、皆伐後も木本類の進入が期待できない 森林
- ※ 有用天然木とは、Ⅱの第2の2の(1)に定める樹種

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨とし、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当なし

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

- (1) 造林の対象樹種
- ア 人工造林の場合

Ⅱの第2の1の(1)による。

イ 天然更新の場合

Ⅱの第2の2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数は、 天然更新の対象樹種の立木が5年生時点でIIの第2の2の(2)のアに定める期待成立本 数とし、当該対象樹種のうち周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものがそ の本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を成立させることとする。

5 その他必要な事項

森林組合が実施主体となって行い、国または県の補助金を受けて実施する植栽事業に対して「上小阿仁村森林整備促進対策事業」による補助金を交付し、公益的機能と森林資源の保全を図る。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び 保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、森林の立木の生育の促進並びに林木の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨とし、地域における間伐の方法等を勘案し、間伐の回数及びその実施時期、間伐率等について、次のとおりとする。

なお、本村においては9齢級以下の林分が多く占めており、間伐及び保育が十分に実施されていない状況にあることから、計画的かつ積極的な実施を推進することとする。

・間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	植栽本数	間伐を	実施する	べき標準	的な林	齢(年)	標準的な方法	備考
竹り作里	旭未平尔	(本/ha)	初回	2回目	3回目	4回目	5回目	保事的な力伝	UHI 'T
スギ	疎度・度で	1,500~ 3,000	31	41	56			・間間準標満標上間2る定のる良ここ立森初あな上あい伐慮すの隔と準:準15~11は適よ木とと地林回っ作かるてのする標次る期年期年は%木分化形にくすのお伐効実必合列施こ準次。期年期年は%木分化形にくすのお伐効実必合列施こめを一齢一齢一概との構を質偏行。劣け等率施要に状もと的標本・以一ねす選成図不るう一るるで的のがつ間考とな標・未一以一ねす選成図不るう一るるで的のがつ間考と	

2 保育の種類別の標準的な方法

- ア 保育の種類は、原則として下刈り、つる切、除伐及び枝打ちとし、次のとおりとする。
- イ 保育の標準的な方法については、当該森林の植生状況、立木の成長度合い等を勘案し、 時期、回数、標準的な方法については、次により適切に実施するものとする。

・保育の種類別の標準的な方法

保育の	樹種			実加	面す	べ	き根	票準	的力	は林は	齢及	び回	数		標準的な方法 備考
種類	倒性	1	2	3	4	5	6	7	12	13	18	19	24	25	保事的な方法・帰名
下刈	スギ	日 1	2	2	1	1	1	1							植栽木が下草より抜け出るまで行う。 実施時期は 6~7 月頃を目安とする。
つる切	スギ								1		1		1		下刈り終了後、つ るの繁茂の状況に 応じて行う。 実施時期は 6~7 月頃を目安とする。
除伐	スギ								1		1		1		造林木の成長阻 害や、阻害が予想される侵入木や形質 不良入木や形する 侵入木と広生を では、土壌の では、土壌の では、土壌の では、土壌の での を での を を の の の の の の の の の の の の の
枝打										1		1		1	病害虫等の発生を予防するとともに、材の完満度を高め、優良材を得るため、必要に応じて行う。 実施時期は、樹木の成長休止期の12月下旬~3月上旬頃とする。

3 その他必要な事項

間伐及び保育を行う際には、林地の保全に配慮し、必要に応じて林地残材や枝条を集積し、災害の防止に努めるものとする。

また、森林の状況に応じて高性能林業機械の活用や列状間伐の導入など効率的な施業を 図るものとする。

森林組合が実施主体となって行い、国または県の補助金を受けて実施する間伐、枝打事業に対して「上小阿仁村森林整備促進対策事業」による補助金を交付し、優良な秋田杉の造成と質の向上を図る。

なお、局所的な森林の生育状況の差違等を踏まえ、「標準的な方法」に従って間伐又は保育を行ったのでは十分に目的を達することができないと見込まれる森林について特に次の点に留意することとする。

1) 間伐

林道の整備の遅れにより間伐が十分に実施されていない地区の人工林については、風害に留意し、間伐の繰り返し期間は5年程度として、20~35%の間伐率(材積)による間伐を実施することとする。

2) 下刈り

雑草木の繁茂が著しく林木の成長が遅い地区については、標準的な方法に示す林齢を超える森林についても、必要に応じ、造林木の高さが雑草木のおおむね 1.5 倍程度になるまで追加して行うこと。

3) つる切り

つる類の繁茂の著しい、沢沿いの箇所については、必要に応じ2~3年に1回、立木の 生育に支障をきたさないよう実施する。

森林法第10条の10第2項に基づき、間伐又は保育が適正に実施されていない森林であってこれらを早急に実施する必要のあるもの(以下:「要間伐森林」という)について、要間伐森林である旨並びに当該要間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期を、当該森林の森林所有者に対し通知するものとする。

1 及び 3 に定める間伐の基準に照らし、計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在については、別紙参考資料に記載された森林とする。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

森林の有する公益的機能に応じ、当該森林の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域、及び当該区域内の森林施業の方法については、次のとおりとする。

(1)水源の滋養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(以下:水源滋養機能維持増進森林)

ア 区域の設定

水源かん養保安林や干害防備保安林、土砂流出防備保安林(比較的地盤が安定している森林)ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池・湧水地・渓流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林などを区域として設定することとし、区域については**別表1**に定める。

イ 森林施業の方法

施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の 拡大を図ることとし、以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を **別表2**に定めるものとする。

			樹		種		
区域	スギ	アカマツ	クロマツ	カラマツ	その他針葉 樹	ブナ	その他広葉樹
別表 2	60年	50年	50年	45 年	60年	70年	35年

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を維持すべき森林

ア 区域の設定

土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るため、次の①~③の森林などを区域として設定することとし、区域については**別表1**に定める。

なお、区域において機能が重複する場合は、それぞれの機能の発揮に支障が生じないように定める。

①土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を 推進すべき森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林、砂防指定池周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害の恐れがある森林、山地災害防止機能評価区分が高い森林などを区域として設定する。

②快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

飛砂防備保安林、潮害防備保安林、風害防備保安林、雪害防備保安林、霧害防備保安林、防火保安林や村民の日常生活に密接な関わりを持ち粉塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、生活環境保全機能の評価区分が高い森林などを区域として設定する。

③保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、風致保安林、都市緑化法に規定する緑地保全地域及び特別緑化保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡・名勝・天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林など村民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、保健文化機能の評価区分が高い森林などを区域として設定する。

イ 施業の方法

施業の方法として、アの①に掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮したうえで伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力を活用した施業を、アの②に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を、アの③に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進することとする。

また、アの①から③までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進する

こととしつつ、複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができない と認められる森林については択伐による複層林施業を推進すべき森林として定めること とする。

また、適切な伐区の計上・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐を行う伐期齢の下限について、樹種別、地域別に標準伐期齢のおおむね2倍以上とすることとする。

なお、保健文化機能維持増進森林のうち、特に地域独特の景観等が求められる森林に おいては、特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を推進することとし、伐採に伴って 発生する裸地化の縮小並びに分散を図ることとする。

それぞれの森林の区域については別表2に定める。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

			樹		種		
区域	スギ	アカマツ	クロマツ	カラマツ	その他針葉 樹	ブナ	その他広葉樹
別表 2	100年	80年	80年	70年	100年	120年	50年

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区 域内における施業の方法

(1)区域の設定

林木の生育が良好な森林で、地形・地利等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定することとし、区域については**別表1**に定める。

なお、公益的機能別施業森林と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障が生じないように設定する。

(2) 施業の方法

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保 し、木材需要に応じた樹種、径級の材木を育成させるため、植栽による確実な更新、保育 及び間伐等を推進することとする。

また、路網整備や森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進し、多様な木材需要に応じた持続的かつ安定的な木材等の生産が可能となる森林資源構成となるよう努めることとする。

なお、主伐時期については、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、長伐期化を 含めた伐採時期の多様化を図るなど生産目標に応じた林齢で伐採することとする。

3 その他必要な事項

該当なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

本村においては、森林の所有構造が小規模であること、所有者の高齢化がすすんでいること、林業採算性の低下などから森林所有者の林業への関心が低下していることなどから、森林所有者のみでは適切な森林施業の実施が困難となってきている。

そのため、意欲のある森林所有者や森林組合等へ森林施業の委託を進めるとともに、長期の森林経営委託への転換を促進し、森林経営の規模を拡大することとする。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者等に対し、長期の施業の委託等森林経営の委託の働きかけや村広報による情報提供など啓蒙活動を行うこととする。

また、森林経営の受託を担う森林組合等の事業体を育成又は支援するとともに、施業の 集約化に取り組む者に対し、森林経営の委託等に必要な情報の提供、助言及びあっせん等 により森林の施業または経営の受託等による経営規模の拡大を推進することとする。

3 森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

- ・ 森林所有者が長期の森林経営を委託する場合は、「森林経営委託契約書」等に基づき委 託することとする。
- ・ 委託期間は5年以上の期間を定め、委託事項は森林施業の実施とともに立木の処分、 森林の保護等についても委託の内容として記載する。

4 その他必要な事項

特になし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本村の森林所有者のほとんどは、3ha 未満の小規模所有者であることから、森林施業を計画的、効率的に行うため、村、森林組合、森林所有者等により森林施業の推進体制を整備するとともに、間伐をはじめとする森林施業の実施に関する話し合いを行い、森林施業の共同実施又は経営委託を図っていくこととする。

特に、本村の林業労働力の中心的な担い手である森林組合等への経営委託の推進を通じ、 資本の整備、作業班の拡充・強化等の事業体制の整備を図ることとする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

施業の共同化を助長し合理的な林業経営を推進するため、施業実施協定の締結を促進し、 作業路網の早急かつ計画的な整備、造林・保育及び間伐等の森林施業の森林組合への委託 等により、計画的かつ効率的な森林施業を推進することとする。

また、不在村森林所有者に対して、森林組合等への森林経営委託を働きかけるとともに、 消極的な森林所有者に対しては集会等への参加を呼びかけ、集会等において林業経営への 参画意欲の拡大を図り施業実施協定への参画を促進することとする。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者などが共同して森林施業を実施する場合には次に留意することとする。

- ア 間伐を中心とする施業は、可能な限り共同で又は森林組合等の意欲のある林業事業体 への経営委託による実施することとする。
- イ 森林施業の共同化を効果的に促進するため、具体的な施業内容や作業路網等施設の設置や維持管理の方法について、共同して作業を行う者それぞれがあらかじめ確認することとする。
- ウ 共同で施業を実施しようとする者それぞれが果たすべき責務等を明確にすることとす る。
- エ 共同作成者の合意の下、施業実施協定の締結に努めることとする。

4 その他必要な事項

森林経営計画の認定請求者は、区域内の森林が効率的かつ一体的に整備されるよう、森 林の施業及び保護、路網の整備等に関して、同一区域内の認定請求者間で相互に連携、協 力することとする。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

作業路は、林業機械の導入による労働強度の軽減を 含め、生産性の向上による効率的な林業経営の改善を 図るうえで基盤となる施設である。

さらに、本村のように森林所有形態が小規模である場合、きめ細かな森林施業を実施するためにも作業路網の整備は重要であり、既設の林道、作業路との調整を図りながら、その効果が十分発揮されるよう、施業実施協定の締結を促進しつつ、重点的に整備を行うべき地区を含め、その整備を積極的に推進することとする。



平成 29 年度竣工の林業専用道 春沢大滝沢支線

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するため、林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度は次の とおりとする。

なお、路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に適用することとし、尾根、渓流、 天然林等の除地には適用しないこととする。

・効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

区分	作業システム	路網密度						
	11年 インステム	基幹路網	細部路網	合 計				
緩傾斜地 (0~15°)	車両系 作業システム	35m/ha 以上	65m/ha 以上	100m/ha 以上				

中傾斜地	車両系 作業システム	25m/ha 以上	50m/ha 以上	75m/ha 以上
(15~30°)	架線系 作業システム	25m/ha 以上		25m/ha 以上
急傾斜地	車両系 作業システム	15m/ha 以上	45m/ha 以上	60m/ha 以上
(30~35°)	架線系 作業システム	15m/ha 以上		15m/ha 以上
急峻地 (35°~)	架線系 作業システム	5m/ha 以上		5m/ha 以上

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

・計画期間内に基幹路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域

路網整備等 推進区域 (林班)	面 積 (ha)	開設予定路線	開設予定延長 (m)	対図番号	備考
11, 12	284	上合地線	1,100	1	H29引渡
34、39、40	341	春沢大滝沢支線	1,100	2	H28引渡
27, 28, 29, 30	160	多々羅八森沢線	2,100	3	
30、32	143	八森沢支線	2,000	4	

3 作業路網の整備に関する事項

国庫補助事業など活用した林道(林業専用道)の推進と併せ、間伐・保育を早急に進めるため、特にこれまで一度も間伐を実施していない森林が集中する地区、今後、間伐・保育作業を実施する必要のある森林が集中する地区、長伐期施業及び複層林施業の適切な実施のための高齢級間伐等の実施が必要な地区等の森林のうち、施業実施協定に基づく作業路の開設について、国庫補助の補助残の一部を補助するなどにより、作業路網の開設を積極的に推進するものとする。特に、平成24年3月に制定された「秋田県林内路網の整備の促進に関する条例」に基づき県が定める林道路網整備計画による路網整備を推進する。

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点から、林道規定(昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知)、林業専用道作設指針(平成22年9月24日22林整整第602号林野庁長官通知)を基本とし、県が定める林業専用道作設指針に則り開設する。

イ 基幹路網の整備計画

林道の開設に当たっては、森林の利用状態や地形、地質等に応じ林業専用道を導入するなど、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとする。

開設拡張	種類	区分	位置 (字 、林 班 等)	路線名	延長 (m)	利用区域 面積(ha)		対図番号	備考
開設	自動 車道	林業専 用道	11、12 林班	上合地線	1,100	133	0	1	H29 引渡
開設	自動 車道	林業専 用道	34、39 林班	春沢大滝沢支線	1,000	40	0	2	H28 引渡
開設	自動 車道	林業専 用道	28、30 林班	多々羅八森沢線	2,100	52	0	3	
開設	自動 車道	林業専 用道	30、32 林班	八森沢支線	2,000	143	0	4	
開設	自動 車道			中山線	2,500	74			
開設	自動車道			樋ノ沢線	3,000	94			
開設	自動 車道			多々羅沢支線	800	71			
開設計				7	12,500	607	4		

開設拡張	種類	区分	位置(字、林班等)	路線名	改良 箇所数	前半5カ 年の計画 箇所	対図 番号	備考
拡張 (改良)	自動 車道		2、3、6林班	長信田線	3		5	
拡張 (改良)	自動 車道		3林班	黒滝線	3		6	
拡張 (改良)	自動 車道		9林班	田の沢線	1		7	
拡張 (改良)	自動 車道		11、12林班	上合地線	1		8	
拡張 (改良)	自動 車道		14、15、16林班	仏社線	2		9	
拡張 (改良)	自動 車道		27林班	祝の沢線	1		10	
拡張 (改良)	自動車道		35、38、39林班	春沢線	6		11	

開設拡張	種類	区分	位置(字、林班等)	路線名	延長 (m)	前半5カ 年の計画 箇所	対図 番号	備考
拡張 (舗装)	自動 車道		35、38、39林班	春沢線	3,000	0	11	

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

開設した林道等の基幹路網については、「森林環境保全整備事業実施要領」(平成 14 年 3 月 29 日付け 13 林整整第 885 号林野庁長官通知)、「民有林林道台帳について」(平成 8 年 5 月 16 日付け 8 林整整第 158 号林野庁長官通知)等に基づき、台帳を作成するとともに適正に維持管理することとする。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

効率的な森林施業を推進するため、基幹道路と連携するとともに丈夫で簡易な規格・ 構造の路網を整備する観点から、森林作業道作設指針(平成22年11月17日22林整整 第656号林野庁長官通知)を基本とし、県が定める森林作業道作設指針に則り開設する。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

開設した森林作業道等の細部路網については、基幹路網の維持管理に関する事項に準じて適正に維持管理することとする。

4 その他必要な事項

施設の種類	位 置	規模	対図番号	番号
該当なし				

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業従事者の養成・確保のため、新たな研修機関である「秋田林業大学校」を活用した 高い技術と知識を持った林業就業者の育成と労働環境の整備改善に努めることとし、林業 実践者との交流会や、林業技術や知識の取得向上を目的とした講習会への参加を推進する とともに、雇用安定化・長期化を図るため、社会保険等への加入促進等、労働条件の改善 や安全管理体制の強化による労働安全衛生の確保についても指導を推進するものとする。

また、資格取得者に対して「上小阿仁村資格取得支援事業」による補助金を交付し、求職者の就業機会拡大と在職者の能力向上を図る。

新規労働者の確保・定着を図るため、(財) 秋田県林業労働対策基金等の林業関係団体と連携し、UJI ターン者をはじめ就業希望者を対象とした研修会の開催を推進するものとする。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

生産コストの低減、林業生産性の向上、労働強度軽減等による林業経営の改善を図るため、高性能林業機械の導入を促進するものとする。

高性能林業機械の導入については、森林組合、林業事業体との連携を図りつつ、各種補助事業・融資制度の活用により促進するとともに、国、県が行うオペレータ養成の研修会についても参加の呼びかけを推進するものとする。



プロッセッサによる造材作業

・高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

作	業の種類	現状(参考)	将来		
伐倒	村内一円	チェンソー	ハーベスタ		
造材 集材		チェンソー	プロセッサ、ハーベスタ		
- 朱 仞		トラクタ、集材機	タワーヤーダ、スイングヤー		
			ダ、フォワーダ		

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

木材流通については、素材の規格など流通関係者のニーズに応えていくとともに、加工 コストの低減を図るため、出荷施設の整備や複数工場の連携等を推進し、木材の安定的な 供給に努めるものとする。

また、工場の新設、拡充に対して固定資産税相当額、雇用奨励金、利子補給金の奨励金を交付し産業の振興を促進する。

木材の供給にあたっては、国有林・民有林を通じて川上から川下まで一体となり、関係者の一層の合意形成を進め、効率的な加工・供給体制の整備を推進することとする。

・林産物の生産(特用林産物)・流通・加工・販売施設の整備計画

	現	状(参考)		計		備	
施設の種類	位置	規模	対図 番号	位置	規模	対図 番号	考
林産物加工施設	福舘地区	1棟 165m²	1	福舘地区	補修	1	
特殊林産物 集出荷貯蔵施設	福舘地区	1棟 172m²	2	福舘地区	補修	2	
木炭生産施設	小田瀬地区	炭窯 1基	3	小田瀬地区	補修	3	
木材加工施設	沖田面地区	3,000m³/年	4	沖田面地区	補修	4	

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

- 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
- (1) 区域の設定

該当なし

(2) 鳥獣害の防止の方法

該当なし

2 その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認する方法については、必要に応じて植栽木の保護措置の実施箇所への調査、巡回、各種会議での情報交換、森林施業を行う林業事業体や森林所有者等からの情報収集に努めるものとする。

第2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病害虫等の駆除及び予防の方針及び方法

森林の病害虫の駆除及び防除については、適切な除間伐による被圧した衰弱木等の除去を行い、森林病害虫の予防や駆除に努めるものとする。

松くい虫による被害については、破砕・薫蒸などの駆除により被害の拡大防止を図るものとする。

ナラ枯れについては、当村では被害が確認されていないが、引き続き監視や連絡体制の 強化を進めるとともに、被害が確認された場合は、破砕・薫蒸により、被害の拡大防止を 図ることとする。

(注) 病害虫の蔓延のため緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合については、ここに定める森林以外であっても、伐採の促進に関する指導等を行うことがある。

(2) その他

被害状況の監視等については、地方行政機関(国、県、周辺市町村)、森林組合、森林所有者等の連携により、被害状況の連絡体制づくりを推進することとする。

2 鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く)

野生鳥獣による森林被害対策については、野生鳥獣との共存に配慮した森林整備に努めることとし、特に重要な林分については、忌避剤等による防除を優先することとするが、ツキノワグマに関しては上小阿仁村鳥獣被害防止計画に則り適切に対応することとする。また、ニホンジカやイノシシについては県内各地で目撃が報告されていることから、関係行政機関でニホンジカやイノシシに関する情報収集と共有化を図ることとする。

3 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、地方行政機関(国、県、周辺市町村)との連携による山火事パトロールによる啓発活動を行うものとする。また、被害状況等の連絡体制づくりについても推進することとする。

4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れを実施する場合の留意事項については、森林法(昭和26年法律第249号)による

許可制度の周知や関係機関との事前調整を行うよう指導を強化することとする。

火入れを実施する場合の目的については、病虫駆除や造林のための地拵え、開墾準備、 焼畑等に限り行えるものとし、不要な火入れを行うことがないよう指導するものとする。

火入れの方法については、防火帯を設けるなど防火体制を整備するとともに、風速、湿度等からみて延焼のおそれがない日を選び、できる限り小区画ごとに行うなど、周囲に延 焼のおそれがない方法により実施するものとする。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を推進すべき林分

・病害虫の被害を受けている等の理由により伐採を推進すべき林分

森林の区域	備考
該当なし	

(2) その他

森林所有者による森林の保護のための巡視に努めるよう啓発活動を促進することとする。

Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

	森林の樹種別面積(ha)				備考			
地区名	林小班	合計	人工 林	天然 林	無立 木地	竹林	その 他	
上仏社地区	10林班213~216, 223小 班、11林班63~64小班、 12林班22~26小班、 13林班1~7小班	43.40	10.30	33.10				鳥獣保護区 特別保護地 区 43.40ha
萩形地区	51林班1~17, 22~38小 班、52~53林班	201.48	53.00	148.48				県立自然公 園 201.48ha

[※] 備考欄には制限林の種類別面積を記載する。

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採、その他の施業の方法に関する事項

地区名	施業の区分	施業の方法
上仏社地区、 萩形地区	造林	保健機能の増進に配慮し、複層林施業及び広葉樹林施業等を 行うこととする。
	保育	複層林施業を行った林分については、植栽木の育成を図るため、下刈り、除伐などの保育を適切に行うこととする。 また、適切な枝打ち及び間伐により、林内照度の確保を図ることとする。
	伐 採	保健機能の発揮に配慮し、択伐に努めるものとする。
	その他	法令などにより制限を設けられている場合は、当該法令に定めるところによるほか、保健機能の増進に配慮した施業を行うこととする。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

地区名	施設の整備		
萩形地区	①維持運営に当たっての留意事 項	整備済の遊歩道については、定期的に安全 全点検を行うとともに、案内板の設置状況 についてもあわせて点検するものとする。	

(2) 立木の期待平均樹高

樹種	期待平均樹高	備考
スギ	22m	
その他広葉樹	12m	

4 その他必要な事項

保健機能森林の管理運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保健機能の増進が図られるよう巡視を行うとともに、施設の保守点検を行い利用者の安全確保に努めるものとする。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画の作成にあたっては、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

- ア Ⅱの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- イ Ⅱの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
- ウ Ⅱの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びⅡの第6 の3の共同して森林整備を実施する上で留意すべき事項
- エ Ⅲの森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

地域の実情に応じた多様な主体による森林経営計画の作成を推進するため、路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができる区域を設定することとし、区域については次のとおりとする。

区域名	森 林 の 区 域 (林班)	区域面積(ha)
長信田区域	1~10 林班	1,006.95ha
仏社区域	11~20 林班	1,189.86ha
五反沢区域	21~36 林班	1,759.77ha
沖田面区域	37~39 林班・59~60 林班	586.04ha
大林・小田瀬・南沢区域	40~46 林班・56~58 林班	722.74ha
八木沢・萩形・中茂区域	47~55 林班	925.62ha

2 生活環境の整備に関する事項

生活環境施設の整備計画

特になし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

森林整備を通じた地域振興については、地域材の利用拡大による地域振興に努めるため、 地域材を利用した住宅づくりの推進や間伐材の有効利用について、県と連携して助言・指 導を行うものとする。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

地域住民が森林に親しむ場であり、森林環境教育にも利用される森林の総合利用施設については、適正な維持管理に努めるものとし、地域の実情や地域住民の意向を踏まえた整備を行うものとする。

本村の水源である小阿仁川上流部の萩形キャンプ場は、昭和55年~58年にかけて新林業構造改善促進対策実験事業で整備されたが、施設の老朽化が著しいことから、補修等による整備を行うなど利便性の向上を図るものとする。また、当該地区では、近年ヤマビルによる吸血被害もみられることから、利用者が安心して利用できるよう、自然環境に配慮しつつ防除事業を適切に実施するものとする。



萩形キャンプ場

森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現況(参考)			対図	
旭政り性類	位 置	規模	位 置	規模	番号
萩形キャンプ 場	萩形地区	1ha ・管理棟 1 棟 ・キャンプ広場 ・バンガロー 5 棟 ・炊事場 1 棟 ・トイレ 1 棟	萩形地区	各施設の補修、新改築	1

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

本村では先人の努力により立派な森林資源が育まれているが、森林所有者の山離れが問題となっている。森林資源を維持造成し後世に伝えるためにも、地域住民を対象とした全村植樹祭等を継続的に開催し、森林の持つ公益的機能の重要性を啓蒙していくものとする。

(2) 上下流連携による取り組みに関する事項

本村は米代川流域の中で最上流に位置しているが、上流から下流の地域住民や地方行政機関(国、県、市村)の共同による森林づくりをより活発に行うため、ボランティア団体や地方行政機関との連携強化に努めることとする。

(3) その他

特になし

6 その他必要な事項

秋田県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例(水と緑の条例)に関する事項(1)森林の整備については、基本的に「水源涵養機能」「山地災害防止機能/土壌保全機能」「快適環境形成機能」「保健・文化機能」「木材生産等機能」の森林の区分により、「Iの2 森林整備の基本方針」や「Ⅱの第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項」に基づき実施することとするが、特に条例の趣旨を反映すべき森林においては、森林の区分に関わらず、土壌条件や気象条件など地域の特性に応じて、次の事項に基づいた森林施業を実施する。

①健全な生態系の回復・維持

- a スギ人工林においては、生育段階において自然に侵入する広葉樹について、スギの 生育への影響を勘案しながら極力保残・育成する。
- b スギ人工林などの伐採跡地については、気象条件、土壌条件などを勘案しながら、 混交林化や広葉樹林の造成を図る。
- c 特に標高の高い所など気象条件、土壌条件などが劣悪な箇所に植栽されたスギ人工 林については、積極的に混交林等に誘導し、原則としてスギによる更新を行わない。

②生物多様性の確保

- a 野生生物の移動通路として重要な尾根筋や、生物多様性に重要な沢筋などの森林に おいては、在来の広葉樹林や天然生林として保全する。
- b 広葉樹林への誘導に当たっては、尾根筋においては、天然更新の種子源となる樹種 を保残するとともに、野生生物の餌となるブナ、ナラ類など実のなる樹種や、渓畔 林においては、トチノキ、サワグルミ、カツラなど多様な樹種を確保する。
- c 森林の連続性を保ち、野生生物の生息地を確保するため、自然環境への負荷が大き い大面積皆伐を極力回避するよう努める。
- d 「Ⅱの第2の1 人工造林に関する事項」「Ⅱの第2の2 天然更新に関する事項」 の指針に基づき、伐採後の適切な更新を図る。

③彩りの豊かなふれあいの森づくり

集落の近くや、住民の憩いの場所となっている里山については、景観やふれあいに 配慮しながら、多様な樹種で構成される混交林への誘導を図る。

(2) 秋田県水源森林地域の保全に関する条例に関する事項

水源涵養機能維持増進森林としてゾーニングしている森林等は、秋田県水源森林地域の保全に関する条例に基づき「水源森林地域」に指定されている。そのため、県と連携し、適正な土地利用の確保を図っていくものとする。

水源森林地域の名称及び指定区域

市町村	名 称	指 定 の 区 域
	上小阿仁村水源森	上小阿仁村9林班、15林班から18林
上小阿仁村	林地域	班、24林班から25林班、27林班か
		ら28林班、50林班から55林班

別表 1

1 公益的機能別施業森林の区域

(1)水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

林班	森林の区域(小班)	面積(ha)
1	全て	26.30
2	全て	95.91
3	全て	136.05
4	1~17、32	82.53
5	全て	87.76
6	全て	101.79
7	1~198、204~309	111.32
8	全て	59.54
9	全て	119.82
10	1~68, 71~226	91.01
11	1~4, 6, 8~9, 12, 15~16, 18~22, 25, 28~34, 40~51, 53~55, 58, 61~86	140.86
12	1~2, 4, 6~26	66.32
13	全て	60.41
14	全て	58.38
15	1、22、25~26、46~192	180.57
16	全て	169.34
17	全て	101.88
18	全て	98.79
19	全て	101.50
20	全て	49.80
21	全て	103.17
22	全て	209.83
23	全て	68.67
24	1~181、183~291	89.45
25	全て	192.24
26	全て	130.66
27	1~7、11	49.89
28	全て	48.47
29	全て	96.89
30	全て	103.85
31	全て	100.33
32	全て	134.35
33	1, 9, 13~175	113.44
34	全て	118.94
35	全て	100.00

林班	森 林 の 区 域 (小班)	面積(ha)
36	全て	66.60
37	全て	114.54
38	全て	133.14
39	全て	156.81
40	全て	66.45
41	1, 4~14, 17~63, 71~73	67.23
42	全て	84.07
43	全て	80.63
44	$1\sim15,\ 21,\ 27,\ 30\sim106$	49.61
45	全て	57.55
46	1~49、52~105	70.70
47	全て	84.40
48	全て	120.90
49	全て	80.27
50	1~172、179~199	224.99
51	全て	97.04
52	全て	75.32
53	全て	90.71
54	全て	91.66
55	全て	57.38
56	全て	24.19
57	全て	27.13
58	1~37, 39, 45~196, 198~215, 218~490	151.67
59	1~224、228~232	60.27
60	1~2, 4, 8~9, 11~15, 17~205	109.57
61	全て	85.59
62	$1\sim149$, $154\sim161$	46.16
63	1~45, 47~293	68.50
64	全て	101.64
計		6,144.78

(2) 土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

1 2 3 4	18~31	面積	
3 4	18~31		
4	18~31		
	18~31		
			55.39
5			
6			
7	199~203-1		36.53
8			
9			
10	69~70		3.00
11	5、7、10~11、13~14、17、23~24-1、26~27、35~39、52、56~57-1、59~60		73.11
12	3、5		3.40
13			
14			
15	2~21, 23~24, 27~45		85.50
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23	192		0.01
24	182		8.01
25			
26 27			
28			
29			
30			
31			
32			
33	2~8, 10~11,		20.76
34			
35			
36			

林班	森 林 の 区 域 (小班)	面積	(ha)
37			
38			
39			
40			
41	2~3, 15~16, 64~70-2, 74~75-1		30.36
42			
43			
44	16~20, 22~26, 28~29		4.43
45			
46			
47			
48			
49			
50	173~178		2.95
51			
52			
53			
54			
55			
56			
57			
58	38、40~44		6.42
59	225~227、233		6.69
	3, 5~7, 10, 16		5.02
61		-	
62	150~153		8.85
63	46		0.21
64			
計			350.63

(3) 快適な環境の形成の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

林班	大週な現境の形成の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区 森 林 の 区 域 (小班)	面積	(ha)
1	₩ ₩ ♥2 ► ₩ (1,4)	四/1只	$\frac{(\mathbf{n})}{\neg}$
2	<u> </u>		
3			<u> </u>
4			
5			
6			
7		/	
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27	/		
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			
36			
37			
38	/		

林班	森 林 の 区 域 (小班)	面積(ha)
39		
40		
41		
42		
43		
44		
45		
46		
47		
48		
49		
50		
51		
52		
53		
54		
55		
56		
57		
58		
59		
60		
61		
62		
63		
64		
計		

(4) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

1 2 3 3 4 4 5 5 5 6 6 6 7 7 8 8 9 9 9 9 9 9 9 9	林班	森林の区域 (小班)	面積	(ha)
3 4 5 5 6 7 7 7 7 7 7 7 7 7				
4 6 5 6 7 8 9 9 10 213~216, 223 0.97 11 63~64 0.15 12 22~26 10.00 13 1~7 32.28 14 15 16 16 17 18 19 20 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 33 34 34 35 36 37 37 37	2			
5 6 6 6 7 8 9 9 10 213~216, 223 0.97 11 63~64 0.15 12 22~26 10.00 13 1~7 32.28 16 1 1 18 1 1 19 20 2 21 22 23 22 23 24 25 26 27 28 29 30 30 31 32 33 34 35 36 37 37	3			
6 7 8 9 10 213~216, 223 0.97 11 63~64 0.15 12 22~26 10.00 14 1 1 1 1 1 1 1 1	4			
7 8 9 0 10 213~216, 223 0,97 11 63~64 0,15 12 22~26 10,00 13 1~7 32,28 14 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 30 31 31 32 33 33 34 35 36 37 37	5			
8 9 10 213~216, 223 0.97 11 63~64 0.15 12 22~26 10.00 13 1~7 32.28 14 15 16 17 18 19 20 21 21 22 23 24 24 25 26 27 28 29 30 31 31 32 33 34 34 35 36 37	6			
9 10 213~216, 223 0.97 11 63~64 0.15 12 22~26 10.00 13 1~7 32.28 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 24 25 25 25 25 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 10 10.00	7			
10 213~216, 223 0,97 11 63~64 0,15 12 22~26 10,00 13 1~7 32,28 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 31 32 33 33 34 35 36 37 37	8			
11 63~64 0.15 12 22~26 10.00 13 1~7 32.28 14 15 16 17 18 19 20 21 22 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 36	9			
12 22~26 10.00 13 1~7 32.28 14 15 16 17 18 19 20 21 21 22 22 23 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 37	10	213~216, 223		0.97
13 1~7 14 32.28 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37	11	63~64		0.15
14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 37	12	22~26		10.00
15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37	13	1~7		32.28
16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37	14			
17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37	15			
18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37	16			
19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37	17			
20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37				
21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37				
22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37				
23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37				
24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37				
25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37				
26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37				
27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37				
28 29 30 31 32 33 34 35 36 37				
29 30 31 32 33 34 35 36 37				
30 31 32 33 34 35 36 37				
31 32 33 34 35 36 37				
32 33 34 35 36 37				
33 34 35 36 37				
34 35 36 37				
35 36 37				
36 37				
37				
	38			

林班	森 林 の 区 域 (小班)	面積	(ha)
39			
40			
41			
42			
43			
44			
45			
46			
47			
48			
49			
50			
51	1~17、22~38		38.85
52	全て		75.32
53	全て		90.71
54			
55			
56			
57			
58			
59			
60			
61			
62			
63			
64			
計			248.28

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

株班 条 林 の 区 域 (小班) 面積 (ha) 1 全て 26.30 2 全て 95.91 3 全て 136.05 4 全て 137.92 5 全て 87.76 6 全て 101.79 7 全て 117.85 8 全て 119.82 10 全て 119.82 10 全て 94.01 11 全て 213.97 12 全て 66.72 13 14 全て 58.38 15 全て 266.07 16 全て 169.34 17 全て 101.88 18 全て 98.79 19 全て 101.88 18 2		本例の主座機能の維持増進を図るための株体施未を推進すべき株体の区域	
2 余て 95.91 3 全て 136.05 4 全て 137.92 5 全て 87.76 6 全て 101.79 7 全て 147.85 8 全て 59.54 9 全て 119.82 10 全て 94.01 11 全て 94.01 11 全て 69.72 13	林班	森 林 の 区 域 (小班)	面積(ha)
3 全て 136.05 4 全て 137.92 5 全て 87.76 6 全て 101.79 7 全て 147.85 8 全て 59.54 9 全て 119.82 10 全て 94.01 11 全て 213.97 12 全て 69.72 13 69.72 13 58.38 15 全て 266.07 16 全て 169.34 17 全て 101.88 18 全て 98.79 19 全て 101.88 20 全て 49.80 21 全て 103.17 22 全て 209.83 23 全て 68.67 24 全て 97.46 25 全て 192.24 26 全て 130.66 27 全て 54.11 28 全て 48.47 29 全て 96.89 30 全て 103.33 31 全て 134.20 33 全て 134.20 34 全て 118.94 35 全て 134.20 36 全て 166.60	-		
4 金で 137.92 5 全で 101.79 6 全で 101.79 7 金で 147.85 8 全で 59.54 9 全で 119.82 10 全で 94.01 11 全で 24.07 12 全で 69.72 13 1 4 14 全で 58.38 15 全で 266.07 16 全で 169.34 17 全で 101.88 20 全で 49.80 21 全で 103.87 20 全で 49.80 21 全で 209.83 23 全で 209.83 23 全で 97.46 24 全で 97.46 25 全で 192.04 26 全で 192.04 27 全で 192.04 28 全で 192.04 29 全で 54.11 28 全で	-		
5 全て 87.76 6 全て 101.79 7 全て 147.85 8 全て 59.54 9 全て 119.82 10 全て 94.01 11 全て 213.97 12 全て 69.72 13 3 58.38 15 全て 266.07 16 全て 169.34 17 全て 101.88 18 全て 98.79 19 全て 101.88 20 全て 49.80 21 全て 209.83 33 全て 68.67 24 全て 209.83 33 全て 103.06 27 全て 192.24 26 全て 192.24 27 全て 54.11 28 全て 48.47 29 全て 54.11 28 全て 100.33 30 全て 103.33 31 全て 100.33 32 全て 134.35 33 全て 134.35 34 全て 118.94 35 全て 100.00 36 全て 100.00 37 全て 100.00	3		136.05
6 全て 101.79 7 全て 147.85 8 全て 59.54 9 全て 119.82 10 全て 94.01 11 全て 213.97 12 全て 69.72 13 51 14 全て 58.38 15 全て 266.07 16 全て 169.34 17 全て 101.88 18 全て 98.79 19 全て 101.88 20 全て 49.80 21 全て 209.83 22 全て 209.83 24 全て 209.83 25 全て 192.24 26 全て 179.46 27 全て 130.66 27 全て 48.47 29 全て 48.47 29 全て 48.47 29 全て 96.89 30 全て 48.47 31 全て 103.38 31 全て 96.89 30 全て 103.85 31 全て 100.00 36 全て 118.94 35 全て 118.94	4		137.92
7 全で 147.85 8 全で 59.54 9 全で 119.82 10 全で 94.01 11 全で 213.97 12 全で 69.72 13	5		87.76
8 全で 59.54 9 全で 119.82 10 全で 94.01 11 全で 213.97 12 全で 69.72 13	6	全て	101.79
9 全で 119.82 10 全で 94.01 11 全で 213.97 12 全で 69.72 13	7	全て	147.85
10 全で 94.01 11 全で 213.97 12 全で 69.72 13	8	全て	59.54
11 全て 213.97 12 全て 69.72 13	9	全て	119.82
12 全で 69.72 13 58.38 14 全で 266.07 16 全で 169.34 17 全で 101.88 18 全で 98.79 19 全で 101.88 20 全で 49.80 21 全で 209.83 23 全で 68.67 24 全で 97.46 25 全で 192.24 26 全で 130.66 27 全で 54.11 28 全で 48.47 29 全で 96.89 30 全で 103.38 31 全で 100.33 32 全で 134.35 33 全で 134.20 34 全で 118.94 35 全で 100.00 36 全で 66.60 37 全で 114.54	10	全て	94.01
13 58.38 14 全て 266.07 16 全て 169.34 17 全て 101.88 18 全て 98.79 19 全て 101.88 20 全て 49.80 21 全て 103.17 22 全て 209.83 23 全て 68.67 24 全て 97.46 25 全て 192.24 26 全て 130.66 27 全て 54.11 28 全て 54.11 28 全て 96.89 30 全て 96.89 30 全て 103.85 31 全て 134.35 33 全て 134.20 34 全て 118.94 35 全て 100.00 36 全て 66.60 37 全て 114.54	11	全て	213.97
14 全て 266.07 16 全て 169.34 17 全て 101.88 18 全て 98.79 19 全て 101.88 20 全て 49.80 21 全て 103.17 22 全て 209.83 23 全て 68.67 24 全て 97.46 25 全て 192.24 26 全て 130.66 27 全て 54.11 28 全て 54.11 28 全て 96.89 30 全て 103.35 31 全て 100.33 32 全て 134.35 33 全て 134.20 34 全て 118.94 35 全て 100.00 36 全て 66.60 37 全て 114.54	12	全て	69.72
15 全で 266.07 16 全で 169.34 17 全で 101.88 18 全で 98.79 19 全で 101.88 20 全で 49.80 21 全で 103.17 22 全で 209.83 23 全で 68.67 24 全で 97.46 25 全で 192.24 26 全で 130.66 27 全で 54.11 28 全で 48.47 29 全で 96.89 30 全で 103.35 31 全で 100.33 32 全で 134.35 33 全で 134.20 34 全で 118.94 35 全で 100.00 36 全で 66.60 37 全で 114.54	13		
16 全で 169.34 17 全で 101.88 18 全で 98.79 19 全で 101.88 20 全で 49.80 21 全で 209.83 23 全で 209.83 23 全で 68.67 24 全で 97.46 25 全で 192.24 26 全で 130.66 27 全で 54.11 28 全で 48.47 29 全で 96.89 30 全で 103.85 31 全で 100.33 32 全で 134.35 33 全で 134.20 34 全で 118.94 35 全で 100.00 36 全で 66.60 37 全で 114.54	14	全て	58.38
17 全で 101.88 18 全で 98.79 19 全で 101.88 20 全で 49.80 21 全で 209.83 23 全で 209.83 23 全で 97.46 25 全で 192.24 26 全で 130.66 27 全で 54.11 28 全で 54.11 28 全で 96.89 30 全で 96.89 30 全で 103.85 31 全で 103.85 31 全で 103.85 31 全で 114.54	15	全て	
18 全て 98.79 19 全て 101.88 20 全て 49.80 21 全て 103.17 22 全て 209.83 23 全て 68.67 24 全て 97.46 25 全て 192.24 26 全て 130.66 27 全て 54.11 28 全て 48.47 29 全て 96.89 30 全て 103.85 31 全て 100.33 32 全て 134.35 33 全て 134.20 34 全て 118.94 35 全て 100.00 36 全て 66.60 37 全て 114.54	16	全て	169.34
19 全て 101.88 20 全て 49.80 21 全て 103.17 22 全て 209.83 23 全て 68.67 24 全て 97.46 25 全て 192.24 26 全て 130.66 27 全て 54.11 28 全て 48.47 29 全て 96.89 30 全て 103.85 31 全て 100.33 32 全て 134.35 33 全て 134.20 34 全て 118.94 35 全て 100.00 36 全て 66.60 37 全て 114.54	17	全て	101.88
20 全て 49.80 21 全て 103.17 22 全て 209.83 23 全て 68.67 24 全て 97.46 25 全て 192.24 26 全て 130.66 27 全て 54.11 28 全て 48.47 29 全て 96.89 30 全て 103.85 31 全て 100.33 32 全て 134.35 33 全て 134.20 34 全て 118.94 35 全て 100.00 36 全て 66.60 37 全て 114.54	18	全て	98.79
21 全て 103.17 22 全て 209.83 23 全て 68.67 24 全て 97.46 25 全て 192.24 26 全て 130.66 27 全て 54.11 28 全て 48.47 29 全て 96.89 30 全て 103.85 31 全て 100.33 32 全て 134.35 33 全て 134.20 34 全て 118.94 35 全て 100.00 36 全て 66.60 37 全て 114.54	19	全て	101.88
22 全で 209.83 23 全で 68.67 24 全で 97.46 25 全で 192.24 26 全で 130.66 27 全で 54.11 28 全で 48.47 29 全で 96.89 30 全で 103.85 31 全で 100.33 32 全で 134.35 33 全で 134.20 34 全で 118.94 35 全で 100.00 36 全で 66.60 37 全で 114.54	20	全て	49.80
23 全で 68.67 24 全で 97.46 25 全で 192.24 26 全で 130.66 27 全で 54.11 28 全で 48.47 29 全で 96.89 30 全で 103.85 31 全で 100.33 32 全で 134.35 33 全で 134.20 34 全で 118.94 35 全で 100.00 36 全で 66.60 37 全で 114.54	21	全て	103.17
24 全で 97.46 25 全で 192.24 26 全で 130.66 27 全で 54.11 28 全で 48.47 29 全で 96.89 30 全で 103.85 31 全で 100.33 32 全で 134.35 33 全で 134.20 34 全で 118.94 35 全で 100.00 36 全で 66.60 37 全で 114.54	22	全て	209.83
25 全て 192.24 26 全て 130.66 27 全て 54.11 28 全て 48.47 29 全て 96.89 30 全て 103.85 31 全て 100.33 32 全て 134.35 33 全て 134.20 34 全て 118.94 35 全て 100.00 36 全て 66.60 37 全て 114.54	23	全て	68.67
26 全で 130.66 27 全で 54.11 28 全で 48.47 29 全で 96.89 30 全で 103.85 31 全で 100.33 32 全で 134.35 33 全で 134.20 34 全で 118.94 35 全で 100.00 36 全で 66.60 37 全で 114.54	24	全て	97.46
27 全て 54.11 28 全て 48.47 29 全て 96.89 30 全て 103.85 31 全て 100.33 32 全て 134.35 33 全て 134.20 34 全て 118.94 35 全て 66.60 37 全て 114.54	25	全て	192.24
28 全て 48.47 29 全て 96.89 30 全て 103.85 31 全て 100.33 32 全て 134.35 33 全て 134.20 34 全て 118.94 35 全て 100.00 36 全て 66.60 37 全て 114.54	26	全て	130.66
29 全て 96.89 30 全て 103.85 31 全て 100.33 32 全て 134.35 33 全て 134.20 34 全て 118.94 35 全て 100.00 36 全て 66.60 37 全て 114.54	27	全て	54.11
30 全て 103.85 31 全て 100.33 32 全て 134.35 33 全て 134.20 34 全て 118.94 35 全て 100.00 36 全て 66.60 37 全て 114.54	28	全て	48.47
31 全て 100.33 32 全て 134.35 33 全て 134.20 34 全て 118.94 35 全て 100.00 36 全て 66.60 37 全て 114.54	29	全て	96.89
32 全て 134.35 33 全て 134.20 34 全て 118.94 35 全て 100.00 36 全て 66.60 37 全て 114.54	30	全て	103.85
33 全て 134.20 34 全て 118.94 35 全て 100.00 36 全て 66.60 37 全て 114.54	31	全て	100.33
34 全て 118.94 35 全て 100.00 36 全て 66.60 37 全て 114.54	32	全て	134.35
35 全て 100.00 36 全て 66.60 37 全て 114.54	33	全て	134.20
36 全て 66.60 37 全て 114.54	34	全て	118.94
37 全て 114.54	35	全て	100.00
	36	全て	66.60
38 全て 133.14	37	全て	114.54
	38	全て	133.14

林班	森 林 の 区 域 (小班)	面積(ha)
39	全て	156.81
40	全て	66.45
41	全て	97.59
42	全て	84.15
43	全て	80.63
44	全て	54.04
45	全て	57.55
46	全て	72.00
47	全て	84.40
48	全て	120.90
49	全て	80.27
50	全て	227.94
51		
52		
53		
54	全て	91.66
55	全て	57.38
56	全て	24.19
57	全て	27.13
58	全て	159.09
59	全て	66.96
60	全て	114.59
61	全て	85.59
62	全て	55.01
63	全て	68.71
64	全て	101.64
計		6,160.81

別表 2 公益的機能別施業森林の当該区域内における森林施業の方法

<u> </u>	אנו אנו		ヨ談区場内においる林怀旭未の万法	
区分	,	施業の方法	森林の区域(林小班)	面積(ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		朝の延長を推 すべき森林	1~3 林班, 4 林班 1~17, 32 小班, 5~6 林班, 7 林班 1~198, 204~309 小班, 8~9 林班, 10 林 班 1~68, 71~222, 224~226 小班, 11 林班 1~4, 6, 8~9, 12, 15~16, 18~22, 25, 28~34, 40~51, 53~55, 58, 61~62, 64~86 小班, 12 林班 1~2, 4, 6~26 小班, 13~14 林班, 15 林班, 22, 25~26, 46~192 小班, 16~23 林班, 24 林班 1~181, 183~291 小班, 25~26 林班, 27 林班 1~7, 11 小班, 28~32 林班, 33 林班 1, 9, 13~175 小班, 34~40 林班, 41 林班 1, 4~14, 17~63, 71~73 小班, 42~43 林班, 44 林班 1~15, 21, 27, 30~106 小班, 45 林班, 46 林班 1~49, 52~105 小班, 47~49 林班, 50 林班 1~172, 179~199 小班, 51~57 林班, 58 林班 1~37, 39, 45~196, 198~215, 218~490 小班, 59 林班 1~224, 228~232 小班, 60 林班 1~2, 4, 8~9, 11~15, 17~205 小班, 61 林班, 62 林班 1~149, 154~161 小班, 63 林班 1~45, 47~293 小班, 64 林班	6,144.53
土地に関する災害の防止機能 及び土壌の保全の機能、快適の機能、快適の機能、快適の形成の形成の形成の形成の形成の機能、関係とは、は機能のがは保健を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を	進 ※ 標	戈期施業を推 すべき森林 主伐の時期は 準伐期齢の概 2 倍以上とす	4 林班 25 小班、7 林班 199, 200, 200-2~203-1 小班、11 林班 5, 7, 10~11, 13~14, 17, 23~ 24-1, 26~27, 35~39, 52, 56~57-1, 59~60 小 班、15 林班 2~21, 23~24, 27~45 小班、33 林班 2~8, 10~11 小班、41 林班 2~3, 15~ 16, 64~70-2, 74~75-1 小班、44 林班 16~ 20, 22~26, 28~29 小班	250.64
の森林施業を推 進すべき森林	複層林施業を推	複層林施業 を推進すべ き森林(択 伐によるも のを除く	4 林班 18~24, 26~31 小班、59 林班 225~ 227, 233 小班、60 林班 3, 5~7, 10, 16 小班	67.00
	が施業を推進すべき森林	択伐による 複層体施業 を推進すべき森林	7 林班 199-1, 200-1 小班、10 林班 69~70, 213 ~216, 223 小班、11 林班 63~64 小班、12 林 班 3, 5, 22~26 小班、13 林班 1~7 小班、24 林班 182 小班、50 林班 173~178 小班、51 林 班 1~17, 22~38 小班、52~53 林班、58 林班 38, 40~44 小班、62 林班 150~153 小班、63 林班 46 小班	281.27
	成	定広葉樹の育 を行う森林施 を推進すべき 林	該当なし	
計				6,743.44
L	1			

_	38	_
---	----	---

上小阿仁村森林整備計画書

(平成30年4月1日~平成40年3月31日)

参考資料

秋田県北秋田郡上小阿仁村

(1) 人口及び就業構造

①年齢層別人口動態

(単位:人、%)

	年次	総数			0~14歳			15	15~29歳		30~44歳		45~64歳		裁	65歳以上		11		
	平仏	計皿	+	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
実	2005	3,107	(100.0)	1,456	1,651	289	148	141	274	142	132	419	223	196	870	434	436	1,255	509	746
	2010	2,727	(87.8)	1,279	1,448	213	102	111	184	120	64	338	176	162	777	402	375	1,215	479	736
数	2015	2,381	(87.3)	1,113	1,268	141	71	70	158	96	62	255	138	117	668	363	305	1,159	445	714
構	2005	100.0		46.9	53.1	9.3	4.8	4.5	8.8	4.6	4.2	13.5	7.2	6.3	28.0	14.0	14.0	40.4	16.4	24.0
成	2010	100.0		46.9	53.1	7.8	3.7	4.1	6.7	4.4	2.3	12.4	6.5	5.9	28.5	14.7	13.8	44.6	17.6	27.0
比	2010	100.0		46.7	53.3	5.9	3.0	2.9	6.6	4.0	2.6	10.7	5.8	4.9	28.1	15.2	12.8	48.7	18.7	30.0

- (注) 1. 出典:国勢調査
 - 2. 年次は、結果が公表されている最近3回の国勢調査年次とする。
 - 3. 総数の計の()内には各年次の比率を記入する。

②産業部門別就業者数等

(単位:人、%)

		総	*/-			Ĵ	第1次	産業		第2次産業	第3次産業	
		総数		農	業	林	業	水産業	計	第200 座来	另30人 生未	
実	数	95	9	116		35		1	152	272	535	
構成比 100		12	2.1	3.	.6	0.1	15.8	28.4	55.8			

(注) 1. 出典:平成29年度秋田県勢要覧とする。

(2) 土地利用

(単位: ha、%)

	総数①	森	森林			也④	その他
	心奴①	計	国有林②	民有林③	総数	うち田	で の 他
実 数	25,672	24,251	17,749	6,502	548	479	873
構成比	100	94.5	69.1	25.3	2.1	1.9	3.4

(注) 1. 出典: ①国土地理院「平成 28 年度全国都道府県市区町村別面積調」、②東北森林管理局計画課、③秋田県森林整備課、④平成 29 年度秋田県勢要覧

(3) 森林転用面積

(単位:ha)

年次	総数	工事· 事業場用地	住宅• 別荘用地	ゴルフ場・ レジャー用 地	農用地	公共用地	その他
1980	2					2	
1990	19			2		15	2
2000	15					13	2

- (注) 1. 出典:農林業センサス
 - 2. 年次は、結果が公表されている最近3回の調査年次とする。

(4) 森林資源の現況等

①保有者形態別森林面積

(単位: ha、%)

<i>I</i> □ <i>→</i>		総面	 積		立木地		人工林比 率
1余年	有者形態	面積 (A)	比率	盐	人工林 (B)	天然林	(B/A)
総数		24,251	100.0	23,629	12,739	10,890	52.5
国有林		17,749	73.2	17,174	8,134	9,040	45.8
	計	2,101	8.7	2,068	1,597	471	76.0
公有林	県有林	62	0.3	62	35	27	56.5
公有你	市町村有林	2,039	8.4	2,035	1,571	464	77.0
	財産区有林	0	0	0	0	0	0
私有林	•	4,401	18.1	4,387	3,008	1,379	68.3

- (注) 1. 国有林については米代川国有林の地域別の森林計画書の市町村別森林資源表により 民有林については地域森林計画の市町村別森林資源表及び県の林業統計書等をもとに 推計し記入する。
 - 2. 官行造林地は「国有林」欄に、県行営林地等は「都道府県有林」欄に記入する。学校 林は村有林とする。
 - 3. 私有林には、緑資源機構、林業公社造林地、社寺有林、組合有林、入会林野等を含める。

②在村者·不在村者別私有林面積

(単位: ha、%)

	年次	私有林合計	在村者面積	不在村者面積						
	十	(ha)	11111111111111111111111111111111111111	計	県内	県外				
	1980	4,075	3,688	387	375	12				
実 数	1990	4,146	3,764	382	382	0				
	2000	4,205	3,875	330	326	4				
	1980	100.0	90.5	9.5	9.2 (96.9)	0.3 (3.1)				
構成比	1990	100.0	90.8	9.2	9.2 (100.0)	0.0 (0.0)				
	2000	100.0	92.2	7.8	7.8 (98.8)	0.1 (96.9)				

- (注) 1. 出典:農林業センサス
 - 2. 年次は、結果が公表されている最近3回の調査年次とする。
 - 3. 構成比()は、不在(市町村)者面積の県内、県外比率とする。

③民有林の齢級別面積

(単位:ha)

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
	総数	齢	齢	齢	齢	齢	齢	齢	齢	齢	齢	齢	齢	齢	齢	齢級
		級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	以上
民有林	6,484	8	63	61	105	186	204	309	892	666	833	911	1026	540	197	483
人工林計	4,614	7	47	51	89	133	148	279	846	635	688	595	593	237	84	182
うちスギ	4,562	7	46	51	85	129	148	278	842	634	680	587	579	229	85	182
天然林計	1,870	1	16	10	16	53	56	30	46	31	145	316	433	303	113	301
その他	他 18 伐採跡地及び未立木地															

(注) 1. 地域森林計画の資料(森林資源構成表)を参考として、記入する。

4保有山林面積規模別林家数

面積規模	総数	1∼ 3ha	3∼ 5ha	5∼ 10ha	10∼ 20ha	20~ 30ha	30∼ 50ha	50~ 100ha	100∼ 500ha	500ha 以上
林家数	302	194	54	31	12	7	2	2	0	0

(注) 1. 出典: 2010年世界農林業センサス

⑤作業路網の状況

(ア) 基幹路網の現況

区 分	路線数	延長 (m)	備考
基幹路網	27	49,735	
うち林業専用道	2	2010	

(イ) 細部路網の現況

区分	路線数	延長 (m)	備考
森林作業道	34	28,770	

(注) ⑤の2表については、森林環境保全整備事業実施要領の運用(平成14年12月26日林整整第580号林野庁整備課長通知)5の(3)、森林整備加速化・林業再生基金事業実施要領の運用について(平成21年5月29日21林整計第87号林野庁長官通知)第6の2、森林・林業・木材産業づくり交付金実施要領の運用について(平成20年3月31日19林政経第307号林野庁長官通知)第5の2及び森林環境保全整備事業実施要領の運用の一部改正について(平成23年5月17日23林整整第101号林野庁整備課長通知)により廃止された造林作業道実施基準例の送付について(昭和57年6月4日57-12林野庁造林課長通知)に基づき作成された管理台帳に登載された路線等を記載することとする。

(5) 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在

樹種	齢級	森林の所在
該当なし		

- (注) 1. 過去の施業履歴等を勘案し、記載するものとする。
 - 2. 森林の所在は林小班等により表示する。

(6) 村における林業の位置付け

①産業別総生産額

総生産額	(A)		5,588
内訳	第1次産業		482
		うち林業 (B)	139
	第2次産業		1,021
		うち木材・木製品製造業 (C)	*
	第3次産業		4,085

(注) 1. 出典:平成26年度秋田県市町村民経済計算年報

②製造業の事業所数、従事者数、現金給与総額

	事業所数	従業員数 (人)	現金給与総額 (万円)
全製造業	4	50	12,422

- (注) 1. 出典:平成26年工業統計調査
 - 2. 製造業には、林業が含まれない。

(7) 林業関係の就業状況

計	個人事業体	会社	その他
13	3	10	

(注) 1. 出典:林業事業体調査

(8) 林業機械等設置状況

			1				
区分	総数	村	森林 組合	会社	個人	その 他	備考
索道							
集材機	6			5	1		
モノケーブル							ジグザグ集材施設
リモコンウインチ	1			1			無線操作による木寄機
自走式搬器							リモコン操作による巻上げ搬器
運材車	2			1	1		林内作業車
ホイールタイプトラクタ							主として牽引式集材用
フォークローダ							
クレーン	5			2	3		クレーン付きトラック
グラップル	3			3			グラップルローダ作業車
ショベル系掘削機械	9			9			搬出、育林用等に係わる土工用
チェーンソー	16			11	5		
刈払機	10			7	3		携帯式刈払機
樹木粉砕機							伐倒木、伐根、枝条等粉砕機械
計	52			39	13		
(高性能機械)							
フェラーバンチャ							伐倒、木揃用の自走式
スキッダ	1				1		牽引式集材車両
プロセッサ	1			1			枝払、玉切、集積用自走機
ハーベスタ	2			1	1		伐倒、枝払、玉切、集積用自走機
フォワーダ	2			2			積載式集材車輌
タワーヤーダ							タワー付き集材機
スイングヤーダ							簡易索張方式集材機
計	6			4	2		

- (注) 1. 出典:平成28年度林業機械の保有状況調査
 - 2. 林業機械等の種類は適宜追加する。
 - 3. 単位は、林業機械等の種類により適宜定める。
 - 4. 森林組合については、本拠地が村外のため計上していない。

(9) 林産物の生産概況

種類	素材	チップ	生しい たけ	乾しい たけ	なめこ	ひらたけ	まいたけ	まつたけ	はたけ しめじ	ほんし めじ	むきたけ	くり	えのき たけ	ねまが りたけ	山菜	木炭	木酢液
生産量	∓m³	∓m³	kg	_	kg	kg	_	kg	kg	kg	_	kg	kg	_		kg	ł
	17	_	187	_	345	19	137	18	50	2	132	_	92	_	2,483	_	_

- (注) 1. 出典:平成28年度特用林産物生産統計調査
 - 2. 最近1年間の生産について記入する。
 - 3. その他の品目があれば、欄を設けて記入する。

(10) 国道(国、県、市町村道)の整備計画

公道の種類	名称	位置	延長 (km)	開設予定年度	備考
計画なし					

- (注) 1. 国、県、市町村道の開設計画(構想を含む。)について記入し、構想に係わるもの については、備考欄に記入する。
 - 2. 位置は、集落名とする。